

議案第12号

石川県公立小中学校学級編制基準の一部改正について

1 提案理由

石川県公立小中学校学級編制基準の一部を改正する必要があるため

2 根拠法令

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
第3条第2項

3 改正案

29頁のとおり

4 施行年月日

平成23年4月1日

石川県公立小中学校学級編制基準 新旧対照表

新		旧	
小学校	備考	小学校	備考
<p>1 同学年の児童で編制する1学級の児童の数は、40人(第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人)とする。</p> <p>2 引き続き2の学年の児童で編制する1学級の児童の数は16人(第1学年の児童を含む学級にあっては、8人)とする。</p> <p>3 学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級を編制する場合、1学級の児童の数は8人とする。</p>		<p>1 同学年の児童で編制する1学級の児童の数は、40人 _____とする。</p> <p>2 引き続き2の学年の児童で編制する1学級の児童の数は16人(1年を含む場合は _____8人)とする。</p> <p>3 学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級を編制する場合、1学級の児童の数は8人とする。</p>	
中学校	備考	中学校	備考
<p>1 同学年の生徒で編制する1学級の生徒の数は、40人とする。</p> <p>2 引き続き2の学年の生徒で編制する1学級の生徒の数は8人とする。 なお、本校においては、3の学年の生徒の数の合計数が、16人以上の場合は単式学級とする。</p> <p>3 学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級を編制する場合、1学級の生徒の数は8人とする。</p>	特別支援学級の生徒の数を除く。	<p>1 同学年の生徒で編制する1学級の生徒の数は、40人とする。</p> <p>2 引き続き2の学年の生徒で編制する1学級の生徒の数は8人とする。 なお、本校においては、3の学年の生徒の数の合計数が、16人以上の場合は単式学級とする。</p> <p>3 学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級を編制する場合、1学級の生徒の数は8人とする。</p>	特別支援学級の生徒の数を除く。